

---

## 2011Jリーグ U-13 試合実施要項

---

本実施要項は、2011Jリーグ U-13(以下「本大会」という)実施に関し定めるものであり、本大会の試合(以下「試合」という)運営はすべてこの要項に定めるところによる。

### 第1条 [試合の主催等]

試合は、協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。  
Jリーグは、試合のホームゲームの主管をホームチームに委譲する。

### 第2条 [大会期間]

本大会は、2011年4月1日から2012年3月31日までを開催期間とする。

### 第3条 [ホームチームの責任]

試合の運営にあたっては、ホームチームが一切の責任を負う。  
ホームチームは、選手、審判員、役員および観客等の安全を確保する義務を負う。  
ホームチームは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。

### 第4条 [競技場]

競技場は原則として、ホームチームが手配するグラウンドを使用する。  
競技場は天然芝が望ましいが、確保できない場合は人工芝、クレー会場での開催を認める。  
フィールド(ピッチおよびその周辺部分)には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。  
ホームチームは降雨、降雪等悪天候の場合にも可能な限りピッチを整備し、試合開催ができるよう最善の努力をしなければならない。

### 第5条 [試合球]

ホームチームはキックオフ時刻の60分前までに2球以上試合球を用意する。

### 第6条 [係員]

ホームチームは、試合実施を円滑に進行することに努める。原則として次の各号の補助係員をおき必要な業務を行わせる。

- (1) ボールパーソン
- (2) 担架要員(担架は最低1台用意しておくこと)

### 第7条 [医事運営]

ホームチームは、次の各号のとおり医事運営を行わなければならない。

- (1) 救急用機器(担架含む)及び医薬品を備えること。
- (2) 試合の開催に先立ち、競技場で生じる重度の外傷及び疾病に対処するため、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと。
- (3) 試合中に重度の傷害、疾病が発生した場合は、医師の診断後、所属チームが速やかに所定の「傷害報告書」をJリーグへ提出する

## 第8条 [競技方式]

### 大会方式

(1)ホーム&アウェイ方式による2回戦総当りリーグ戦を行う。

- ・ポラリス
- ・メトロポリタン
- ・ボルケーノ
- ・サザンクロス

(2)ホーム or アウェイ方式による1回戦総当りリーグ戦を行う。

- ・ヤマトタケル

### 試合時間

試合は60分間(前後半各30分)で、インターバルは原則として10分とする。勝敗が決しない場合には、引き分けとする。ただし、J1・J2 トップチームの公式試合前に限り、40分間(前後半各20分)での開催を認める。

### 順位決定

リーグ戦が終了した時点で、勝点(勝利3点、引き分け1点、敗戦0点)の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。

- 1 得失点差
- 2 総得点数
- 3 当該チーム間の対戦成績(イ.勝点 ロ.得失点差 ハ.総得点数)

## 第9条 [競技規則]

試合は、すべて国際サッカー連盟(FIFA)および協会の競技規則に従って実施される。ただし、選手の交代は、本則第13条[選手の交代]による。

## 第10条 [登録]

### 初期登録

全参加チームは初戦の10日前までに所定の「登録申請書」にて下記の事項を「リーグ」に届けなければならない。

- (1)選手
- (2)監督・コーチ等チームスタッフ

### 登録内容の変更

初期登録より追加・変更・抹消等変更があった場合は、出場する試合のエントリーの際に所定の「メンバー提出用紙」の「選手(チームスタッフ)追加・変更・抹消欄」に必要事項を記入し、試合後、公式記録とともにホームチームが大会事務局へFAX送付する。なお、変更のあったチームは、以降の試合はメンバー提出用紙を翌月大会事務局から送られる更新版に差し替えて使用する。

## 第11条 [出場資格]

原則として、協会への3種登録を完了した1998年4月2日生まれ以降の選手は、試合における出場資格を持つ。ただし、協会へ3種登録申請中の場合は、前所属が抹消されていれば出場資格を持つ。

同一クラブである場合に限り、4種チームに所属している選手も出場資格を持つ。

選手は試合出場に際し、選手証を携帯しなければならない。ただし、選手証の写しおよび

「Kick Off」画面出力で代用することも可能とする。

#### 第12条 [メンバー提出]

キックオフ30分前までに所定の「メンバー提出用紙」「選手証」を本部へ提出しエントリーを完了する。

試合エントリー後の選手交代は、練習中の負傷、急病等やむを得ない事情で、かつ主審の承認を得た場合に限り認められる。なお、当該選手が先発選手の場合、控え選手から先発選手を補充し、新たな選手は控え選手として補充する。当該選手がゴールキーパーの場合のみ先発選手から控え選手へ変更することを認める。

#### 第13条 [選手の交代]

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

- (1) 選手の交代は14名以内とする
- (2) 途中交代し、既に退場してしまった選手は、プレー中の選手が負傷するなどやむを得ない事情によりプレーを続行できない場合に限り、再度交代出場してプレーすることができる。

#### 第14条 [審判員]

本大会は3審制とする。

審判員については、ホームチームが、原則として協会登録の4級以上の審判員を手配する。

当該チームに所属するものが審判員となることを認める。

審判員の手当等は次の各号のとおりとする。

- (1) 手当：主審 5,000円、副審 4,500円
- (2) 前1号について、1日に2試合担当する場合は、2試合目の手当では、主審 3,000円、副審 2,500円とする。
- (3) 前2号について大会出場チームに所属するものが審判員を担当した場合は、手当はない。

#### 第15条 [ユニフォーム]

ユニフォームの色は対戦チーム同士で調整し決定する。

背番号は試合ごとに変更することができる。

#### 第16条 [日程]

本大会は、大会期間内に出場チーム間で日程を定め、開催される。

#### 第17条 [試合の成立]

一方のチームがキックオフ時刻を過ぎても会場に現れない場合、相手チームは30分間待機しなければならない。

一方のチームの責に帰すべき理由によって中止となった場合は、過失あるチームは0対3で敗戦したものとみなす。

#### 第18条 [試合の中止]

悪天候等の不可抗力で試合が中止された場合は原則として再試合を行う。

中止となった試合の出場および得点は記録されない、ただし、警告、退場の処分についてはJリーグが定める規律委員会に委ねられる。

#### 第19条 [敗戦とみなされる場合]

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その過失あるチームは、原則として0対3で敗戦したものとみなされる。

#### 第20条 [公式記録]

ホームチームは、所定の公式記録用紙により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のため主審および両チーム代表者の署名をうける。

ホームチームは、公式記録を作成後、原則として3日以内に大会事務局へFAXしなければならない。

公式記録とメンバー提出用紙の原紙はホームチームで保管する。

退場者が出た場合は、主審が審判緊急レポートを作成し、試合の翌日までに大会事務局へFAXしなければならない。

#### 第21条 [警告による出場停止処分]

期間中に警告を3回受けた選手は、次のリーグ戦は出場停止とする

#### 第22条 [退場処分]

退場処分を受けた選手は、Jリーグが定める規律委員会の決定があるまで出場停止となる。

なお、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

#### 第23条 [表彰]

本大会を通じて次の各賞を選考し、記念品を授与する。

##### チーム賞

Jリーグは各グループの優勝チームに優勝シャーレを贈呈する。

##### 個人賞

##### (1)MVP 賞

最多 MVP ポイント獲得者に記念品を授与する。

MVP ポイントの算出方法は、MVP1 名を勝利チームの監督が自チームより選出し、MIP1 名を敗戦チームの監督が自チームより選出する。ただし、引き分けの場合は両チームの監督が自チームより MIP を1名ずつ選出する。MVP は、MVP ポイントを2ポイントとし、MIP は1ポイントとして算出する。

##### (2)得点王

最多得点者に記念品を授与する。

#### 第24条 [試合の負担費用]

ホームチームが試合の開催に要する次の経費を負担する。

会場使用料(照明使用料含)

人件費(第14条に定める審判派遣費を除く)

その他運営に関わる費用

#### 第25条 [遠征費用]

試合においては、日帰りを原則とする。

チームの遠征に要する費用は別途Jリーグの定めるところによる。

#### 第26条 [その他]

全参加チームは必ずスポーツ傷害保険に加入すること

テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利はすべてJリーグに帰属する。